



埼玉県マスコット
「コ/ットン」と「さいたまっち」

埼玉県の水質規制（工場・事業場）

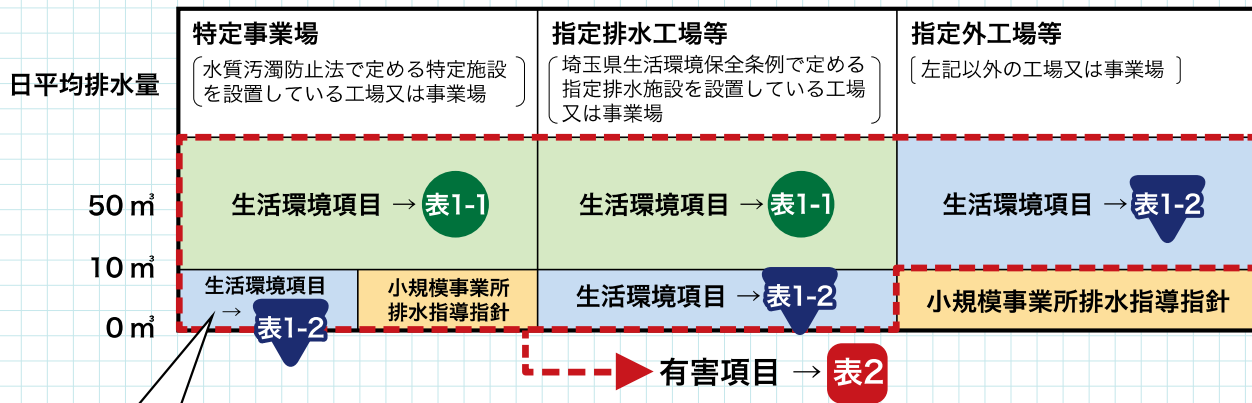
埼玉県では、公共用水域（河川や湖沼など）や地下水における水質汚濁の防止を図るため、次に掲げる法律や条例等に基づき、工場又は事業場に対し規制・指導を行っています。

- 水質汚濁防止法
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例
- 埼玉県生活環境保全条例（水質関係）
- ダイオキシン類対策特別措置法（水質関係）
- 小規模事業所排水指導指針
- 工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針

※さいたま市内では、「埼玉県生活環境保全条例」に代わって「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されますので、このリーフレットとは規制の内容が異なります。

排水水の濃度に関する規制（排水基準）

（詳細は「濃度規制」のパンフレットを御覧ください。）



以下の特定事業場は、日平均排水量が10 m³未満であっても生活環境項目（表 1-2）の排水基準が適用されます。

- | | | |
|--|---|------------------|
| <p>特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 11 動物系飼料、有機質肥料製造業の原料処理施設等 66の4 共同調理場のちゅう房施設（500 m³以上） 66の5 弁当仕出屋、弁当製造業のちゅう房施設（360 m³以上） 66の6 飲食店のちゅう房施設（420 m³以上） 66の7 そば店、うどん店、すし店、喫茶店等のちゅう房施設（630 m³以上） 66の8 料亭、バー、キャバレー等のちゅう房施設（1,500 m³以上） 68の2 病床数300床以上の病院に設置されるちゅう房施設等 70の2 自動車特定整備事業の洗車施設（800 m³以上） 72 し尿処理施設（501～人槽のし尿浄化槽等） <p>指定地域特定施設（201～500 人槽のし尿浄化槽）</p> | } | を
設置する工場又は事業場 |
|--|---|------------------|

上記の特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を設置する工場又は事業場

表1-1 生活環境項目 ※1

既存…平成4年4月1日前に設置（工事中を含む）された施設、新規…平成4年4月1日以後に設置された施設
基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。

	生物化学的酸素要求量（BOD）※3		浮遊物質量（SS）		フェノール類含有量
（下記以外の施設）	25（日間平均 20）		60（日間平均 50）		1
1の2 畜産農業、サービス業の豚房施設、牛房施設、馬房施設※2 69 と畜業、死亡獣畜取扱業の解体施設	80（日間平均 60）		150（日間平均 120）		5
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽（指定地域のみ）） 72 し尿処理施設（501～2000人槽のし尿浄化槽）	既存 60	新規 25（日間平均 20）	既存 80（日間平均 70）	新規 60（日間平均 50）	5
72 し尿処理施設（2001人槽以上のし尿浄化槽、浄化槽汚泥処理施設等）	既存 30	新規 25（日間平均 20）	既存 70（日間平均 60）	新規 60（日間平均 50）	5
73 下水道終末処理施設	25（日間平均 20）		60（日間平均 50）		5
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6		溶解性マンガ含有量		10
フルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5		クロム含有量		2
フルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30		大腸菌数		日間平均 800
銅含有量	3		窒素含有量※4,5		120（日間平均 60）
亜鉛含有量※4	2		りん含有量※4,5		16（日間平均 8）
溶解性鉄含有量	10		化学的酸素要求量（COD）※3		160（日間平均 120）

※1 特定施設 74「共同処理施設」については、処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用されます。

※2 排水量等によって、適用される基準が異なる場合があります。

※3 BODは湖沼以外に排出される排水に適用され、CODは湖沼に排出される排水に適用されます。

※4 一部の業種には、暫定基準が適用されます。

※5 日平均排水量が 50 m³以上の特定事業場に適用されます。

排水基準の単位 pH：単位なし 大腸菌数：CFU/mL それ以外の項目：mg/L

表1-2 生活環境項目

水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）※	150（日間平均 120）
化学的酸素要求量（COD）※	160（日間平均 120）
浮遊物質量（SS）	180（日間平均 150）

※BODは湖沼以外に排出される排水に適用され、CODは湖沼に排出される排水に適用されます。
排水基準の単位 pH：単位なし それ以外の項目：mg/L

小規模事業所排水指導指針

指導対象：排水基準が適用されない特定事業場
一般飲食店、遊興飲食店
排水が著しく汚染されている工場又は事業場

指導内容：必要に応じて、油水分離槽、沈殿槽、排水枳等の簡易な排水処理施設の設置を指導

表2 有害項目

カドミウム及びその化合物	(カドミウムとして) 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	(シアンとして) 1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機りん化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	(鉛として) 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
六価クロム化合物※	(六価クロムとして) 0.2	1,3-ジクロロプロペン	0.02
ひ素及びその化合物	(ひ素として) 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(水銀として) 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと (0.0005)	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	(セレンとして) 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物※	(ほう素として) 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物※	(ふっ素として) 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	100 (アンモニア性窒素 × 0.4) 亜硝酸性窒素 × 1 硝酸性窒素 × 1 の合計
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5

※ 一部の業種には、暫定基準が適用されます。

排水基準の単位：mg/L

排水基準に関する自主測定

日平均排水量	特定事業場のうち 有害物質取扱事業場※1		特定事業場のうち 有害物質取扱事業場でないもの		指定排水工場等	
	有害項目	その他の項目	有害項目	その他の項目	有害項目	その他の項目
1000 m ³ 以上	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回		1か月に1回	
300 m ³ 以上 1000 m ³ 未満		2か月に1回	2か月に1回		2か月に1回	
10 m ³ 以上 300 m ³ 未満		3か月に1回	3か月に1回		3か月に1回	
10 m ³ 未満		1年に1回※2	1年に1回※2			

※1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条第2項第1号に掲げる工場又は事業場

※2 排水規制が適用される事業場に限り適用されます。

構造基準等に関する規制

(詳細は「地下水汚染の未然防止」のパンフレットを御覧ください。)

目的：有害物質を含む水の地下への浸透の防止

対象：有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場

規制内容：構造基準等（構造、設備及び使用の方法に関する基準）の遵守、使用の方法や点検の方法・回数を定めた管理要領の作成、点検の実施等

総量規制

(詳細は「総量規制」のパンフレットを御覧ください。)

目的：東京湾の水質汚濁の防止

対象：指定地域内事業場（指定地域内にある特定事業場で、日平均排水量が 50 m³以上のもの）

規制内容：総量規制基準の遵守、汚濁負荷量の自主測定等

※ 規制対象外の工場又は事業場のうち一部のものについては、「窒素及びりん削減対策指導指針」の対象となります。

ダイオキシン類に関する規制

(詳細は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制」のパンフレットを御覧ください。)

目的：ダイオキシン類による環境の汚染の防止

規制対象：ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置している工場又は事業場

規制内容：排水基準の遵守（10 pg-TEQ / L）、排出水の自主測定・報告等

